

肖像権・パブリシティ権	判決年月日	令和5年9月13日	担当部	知財高裁第1部
	事件番号	令和5年(ネ)第10025号		

○ 音楽事務所と専属的マネジメント契約を締結していたグループ（バンド）の各構成員による、専属的マネジメント契約終了後、当該音楽事務所が管理・運営するウェブサイトにおいて、当該音楽事務所がグループ名及びグループの各構成員の肖像、芸名等を各構成員の意思に反して掲載したとして、当該音楽事務所に対するグループの各構成員の肖像権等及びパブリシティ権侵害を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求の一部が認められた事例

（事件類型）損害賠償請求事件 （結論）原判決一部変更

（関連条文）民法709条、710条

（原判決）東京地方裁判所令和元年(ワ)第30204号

判 決 要 旨

- 1 本件は、音楽事務所であるY社との間で専属的マネジメント契約を締結し（本件専属契約）、実演家グループ（本件グループ）のメンバーとして活動していたXらが、Y社に対し、Y社が令和元年7月13日の本件専属契約終了後もY社が管理・運営する本件各サイト（本件被告サイト、本件グッズ販売サイト及び本件ファンクラブサイト）において、本件被告サイト及び本件ファンクラブサイトにつき令和元年11月30日まで、本件グッズ販売サイトにつき令和3年12月31日まで、それぞれ本件グループ名及びXらの肖像、芸名等を各構成員の意思に反して掲載している（本件利用行為）と主張して、肖像権等及びパブリシティ権の侵害を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求として、Xら一人当たり110万円及び遅延損害金の支払等を求めた事案である。

原判決は、本件利用行為のうち、Y社が、令和元年12月1日から令和3年12月31日までの間、本件グッズ販売サイトにおいて、Xらの肖像写真及びXらの肖像等を転写したグッズを撮影した写真を掲載し販売した行為について、Y社が、Xらのパブリシティ権を侵害したとして、Xらに対してそれぞれ損害額1万4000円及びこれに対する遅延損害金の各支払を求める点等につき、Xらの請求を一部認容した。Xらは、これを不服として本件控訴を提起した。

- 2 本判決は、主要な争点である肖像権等侵害の成否（争点1）につき、次のとおり判断して、原判決を一部変更した。

（1）人の氏名、肖像等（以下、併せて「肖像等」という。）は、個人の人格の象徴であるから、当該個人は、人格権に由来するものとして、これをみだりに利用されない権

利を有すると解される（最高裁平成21年（受）第2056号同24年2月2日第一小法廷判決・民集66巻2号89頁等参照）。そして、ある者の肖像等を利用することが、不法行為法上違法となるかどうかは、肖像等の被利用者の社会的地位、被利用者の活動内容、利用の目的、利用の態様、利用の必要性等を総合考慮して、肖像等の被利用者の上記権利の侵害が社会生活上受忍の限度を超えるものといえるかどうかを判断して決すべきである。

- (2) 本件専属契約は令和元年7月13日をもって終了したことにより、本件専属契約終了後、Y社は、Xらの芸名、肖像等の人格的権利について、Y社が使用する権原を有しないこととなったといえる。

認定事実によると、Xらは、本件グループのファンクラブの関係者やファンの混乱を招いたり、迷惑をかけたりすることを防ぐため、本件ファンクラブサイトの閉鎖が可能となる時期まで、本件被告サイト及び本件ファンクラブサイトにXらの肖像等が掲載されることについて黙示の許諾をしていたと認められる。

他方、Xらにおいて、本件専属契約終了後も、Y社が、本件グッズ販売サイトにおいて、本件グループの公式ショップとして、Xらの肖像写真を表示した上で、Xらの肖像写真及びXらの肖像等が転写されたグッズを撮影した写真を掲載するとともに当該グッズを販売し続けることを許諾していたと認めるに足りる合理的な理由はない。

Xらは本件グループのメンバーとして、アーティスト活動を行っていること、Y社においてグッズ販売による利益を得ることを目的としていたこと、Y社は、本件グッズ販売サイトにおいて、本件グループの公式ショップとして、Xらの肖像写真を表示した上で、Xらの肖像写真及びXらの肖像をイラスト化した画像を転写したグッズを撮影した写真を掲載して、当該グッズを販売していたこと、Y社は、Xらからの肖像等の使用停止を求める要求があることを知りながら、本件専属契約終了後から令和3年12月31日までの相当長期間、Xらの許諾なく利用し続けたものであることなどを総合考慮すると、これらはXらの肖像権等の侵害となるものであって、Y社によるXらの肖像権等の侵害が社会生活上受忍の限度を超えるものではないとすることはできない。

- (3) したがって、本件専属契約終了後から令和元年11月30日までの間、Y社が本件被告サイト及び本件ファンクラブサイトにおいてXらの肖像等を掲載した行為は、不法行為法上違法と評価すべきものとはいえないが、本件専属契約終了後から令和3年12月31日までの間、Y社が本件グッズ販売サイトにおいてXらの肖像等を掲載し、Xらの肖像等が転写されたグッズを販売した行為は、不法行為法上違法と評価すべきものといえる。